

国立大学法人東京農工大学事務組織規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学事務組織規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>第2章 事務組織</p> <p><u>(戦略企画課)</u></p> <p><u>第4条 本学に、戦略企画課を置く。</u></p> <p><u>2 戦略企画課に、戦略企画課長を置く。</u></p> <p><u>3 戦略企画課長は、学長の命を受け、戦略企画課の事務を処理する。</u></p> <p>(部課等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 研究国際部に、研究支援課、国際交流課及び学術情報課を置く。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(計画評価室)</p> <p>第6条 <u>戦略企画課に、計画評価室を置く。</u></p> <p>(広報室)</p> <p>第7条 総務部総務課に、<u>広報室</u>を置く。</p> <p>(事務局長)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 事務局長は、<u>総務・財務担当副学長</u>をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3章 所掌事務</p> <p><u>(戦略企画課)</u></p> <p><u>第22条 戦略企画課(計画評価室を除く。)においては、次の事務をつかさどる。</u></p> <p><u>(1) 大学戦略本部の事務に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。</u></p>	<p>本則</p> <p>第2章 事務組織</p> <p><u>第4条 削除</u></p> <p>(部課等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 研究国際部に、<u>戦略企画課</u>、研究支援課、国際交流課及び学術情報課を置く。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(大学改革推進室)</p> <p>第6条 <u>研究国際部戦略企画課に、大学改革推進室を置く。</u></p> <p>(計画評価室及び広報・基金室)</p> <p>第7条 総務部総務課に、<u>計画評価室及び広報・基金室</u>を置く。</p> <p>(事務局長)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 事務局長は、<u>総務・財務担当理事</u>をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3章 所掌事務</p> <p><u>第22条 削除</u></p>	

- (2) 大学戦略に係る情報収集に関すること。
- (3) 大学戦略に係る調査・分析に関すること。
- (4) 大学戦略に係る企画・立案に関すること。
- (5) 大学戦略に係る評価・検証に関すること。
- (6) 大学戦略に係る広報に関すること。
- (7) 特定プロジェクトの支援に関すること。
- (8) その他大学戦略に関すること。

2 戦略企画課計画評価室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 本学の中期計画及び年度計画等に関すること。
- (2) 本学の自己点検・評価及び外部評価の実施並びに第三者評価の対応に関すること。
- (3) 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価に必要な本学諸情報の収集、整理及び分析に関すること。
- (4) 点検評価結果等の公表及びその活用に係る諸政策の策定支援に関すること。
- (5) 全学計画評価委員会等への情報提供及び当該委員会等から依頼された専門的実務に関すること。
- (6) その他本学の計画評価に関し必要な事項に関すること。

(教育企画課)

第24条 学務部教育企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(3) (略)
- (4) 教育に係る競争的資金に関すること。
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (新設)
- (10)・(11) (略)

(新設)

(教育企画課)

第24条 学務部教育企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(3) (略)
- (削る)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) 教育に関する特定プロジェクトの支援に関すること。
- (10)・(11) (略)

(戦略企画課)

第25条の2 研究国際部戦略企画課 (大学改革推進室を除く。) においては、次の事務をつかさどる。

<p>(研究支援課)  第 26 条 研究国際部研究支援課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p><u>(1) 研究国際部の事務全般について、総括し、連絡し、及び調整すること。</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 民間等との共同研究、受託研究及び寄附金に関する事。</u>(他の課又は地区事務部の所掌に属する事務を除く。)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p>	<p><u>(1) 大学戦略本部の事務に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。</u></p> <p><u>(2) 大学戦略に係る情報収集に関する事。</u></p> <p><u>(3) 大学戦略に係る調査・分析に関する事。</u></p> <p><u>(4) 大学戦略に係る企画・立案に関する事。</u></p> <p><u>(5) 大学戦略に係る評価・検証に関する事。</u></p> <p><u>(6) 大学戦略に係る広報に関する事。</u></p> <p><u>(7) その他大学戦略に関する事。</u></p> <p><u>(8) 研究国際部の事務全般について、総括し、連絡し、及び調整すること。</u></p> <p><u>(9) その他研究国際部において、他の課の所掌に属しない事務を処理すること。</u></p> <p>2 研究国際部戦略企画課大学改革推進室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p><u>(1) 大学改革（研究）に係る情報収集・調査・分析に関する事。</u></p> <p><u>(2) 大学改革（研究）に係る基本方針の策定・推進及び進捗管理に関する事。</u></p> <p><u>(3) その他大学改革（研究）に関する事。</u></p> <p><u>(4) 特定プロジェクトの支援に関する事。</u>(他の課の所掌に属する事務を除く。)</p> <p>(研究支援課)  第 26 条 研究国際部研究支援課においては、次の事務をつかさどる。  (削る)</p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) 共同研究、受託研究及び寄附金に関する事。</u>(他の課又は地区事務部の所掌に属する事務を除く。)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p>	
--	--	--

<p>(9) (略) (新設) (10)・(11) (略) <u>(12) その他研究国際部において、他の課の所掌に属しない事務を処理すること。</u> (国際交流課) 第 27 条 研究国際部国際交流課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(10) (略) (新設) <u>(11) (略)</u> (総務課) 第 29 条 総務部総務課 (<u>広報室</u>を除く。)においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(16) (略) (新設)</p> <p>2 総務部総務課<u>広報室</u>においては、次の事務をつかさどる。 (1) (略) (新設) <u>(2) (略)</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> (小金井地区事務部)</p>	<p>(8) (略) <u>(9) 研究に関する特定プロジェクトの支援に関すること。</u> (10)・(11) (略) (削る)</p> <p>(国際交流課) 第 27 条 研究国際部国際交流課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(10) (略) <u>(11) 国際交流に関する特定プロジェクトの支援に関すること。</u> <u>(12) (略)</u> (総務課) 第 29 条 総務部総務課 (<u>計画評価室及び広報・基金室</u>を除く。)においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(16) (略)</p> <p>2 総務部総務課<u>計画評価室</u>においては、次の事務をつかさどる。 <u>(1) 本学の中期計画及び年度計画等に関すること。</u> <u>(2) 本学の自己点検・評価及び外部評価の実施並びに第三者評価の対応に関すること。</u> <u>(3) 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価に必要な本学諸情報の収集、整理及び分析に関すること。</u> <u>(4) 点検評価結果等の公表及びその活用に係る諸政策の策定支援に関すること。</u> <u>(5) 全学計画評価委員会等への情報提供及び当該委員会等から依頼された専門的実務に関すること。</u> <u>(6) その他本学の計画評価に関し必要な事項に関すること。</u></p> <p>3 総務部総務課<u>広報・基金室</u>においては、次の事務をつかさどる。 (1) (略) <u>(2) 東京農工大学基金に関すること。</u> (3) (略) <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> (小金井地区事務部)</p>	
---	--	--

<p>第 35 条 (略)</p> <p>2 小金井地区事務部総務室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 技術経営研究科に関すること。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第 35 条 (略)</p> <p>2 小金井地区事務部総務室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>3・4 (略)</p>	
--	---	--

附 則 (規程第 22 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。